

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 10 号に規定する敷き網漁業棒受網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
敷き網漁業	棒受網漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	15 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町、牛深町又は住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域	操業時期
<p>天草海 次のア、イ、ウ、キの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線から500メートルの海域を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台 イ アから正西へ2,000メートルのところ ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点 (32° 19′ 12.2″N、129° 29′ 52.0″E) から正南に延長した線との交点 エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点 オ カから正南に延長した線と北緯32° 00′12.4″線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 カ 天草市牛深町法ヶ島南東端 キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p>	<p>6月1日から 9月30日まで</p>
<p>天草海 次のキ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 天草郡苓北町四季咲岬灯台 イ アから正西へ2,000メートルのところ ウ キから正西に延長した線とあじ曾根の中心点 (32° 19′ 12.2″N、129° 29′ 52.0″E) から正南に延長した線との交点 エ ウから正南に延長した線とオから正西に延長した線との交点 オ カから正南に延長した線と北緯32° 00′12.4″線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 カ 天草市牛深町法ヶ島南東端 キ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界点</p>	<p>6月1日から 11月30日まで</p>
<p>天草海 次のク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。</p> <p>ク 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）ガン瀬頂点から正南に9,260メートルの点から正東に延長した線と、牛深町法ヶ島南東端から正南に延長した線との交点 ケ クから正西に延長した線と、東経129° 48′ 31″線との交点 コ 天共第8号共同漁業権漁場と天共第9号共同漁業権漁場との海岸線における境界線から正西に延長した線と東経129° 48′ 31″線との交点 サ コから正西に延長した線と、天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 シ 長崎県西海市平島西端から正南に延長した線と、河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線の延長線との交点 ス シから正南に延長した線と、北緯32° 00′ 12.4″線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点 セ クから正南に延長した線と、北緯32° 00′ 12.4″線から低緯度に5,000メートルの間隔で引いた平行線との交点</p>	<p>12月1日から 12月31日まで</p>